

令和元年8月28日

**堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書の公告を行いました。**

当該対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第8条の7第1項の規定に基づき環境配慮計画審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 環境配慮計画策定者  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦
- 2 対象事業の名称及び所在地  
堤根処理センター整備事業  
川崎市川崎区堤根52番ほか
- 3 環境配慮計画審査書公告年月日  
令和元年8月28日（水）
- 4 環境配慮計画策定者の問合せ先  
名 称：川崎市環境局施設部施設建設課  
住 所：川崎市川崎区宮本町1番地  
電 話：044-200-2554

（川崎市環境局環境評価室 加藤担当）

電話 044-200-2156

堤根処理センター整備事業に係る  
環境配慮計画審査書

令和元年8月

川崎市

## 目 次

はじめに .....	1
1 対象事業の概要 .....	2
2 審査結果及び内容 .....	3
(1) 対象計画策定に関する事項 .....	3
(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項 .....	3
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 .....	4
4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過 .....	4

はじめに

堤根処理センター整備事業は、川崎市（以下「環境配慮計画策定者」という。）が、川崎区堤根 52 番及び幸区柳町 74 番の堤根処理センターの約 2.6ha の区域において、3 処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

環境配慮計画策定者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 31 年 2 月 21 日に環境配慮計画書を提出した。

市は、この提出を受けて環境配慮計画書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和元年 8 月 21 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本環境配慮計画審査書を作成したものである。

## 1 対象事業の概要

### (1) 環境配慮計画策定者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

### (2) 対象事業の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業

種 類：廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項  
に該当）

### (3) 対象事業を実施する区域

位 置：川崎区堤根52番、幸区柳町74番

区域面積：約26,000 m<sup>2</sup>

用途地域：準工業地域

### (4) 対象事業の内容

#### ア 目的

ごみ焼却処理施設の建替え

#### イ 処理施設計画

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	540t/24h
	処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）
	搬入・処理日	搬入：6日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。

## 2 審査結果及び内容

本対象事業は、ごみ焼却処理施設の建替事業であり、環境配慮計画書では、「事業の位置及び規模」、「施設の配置及び構造」の検討経緯を示すとともに、ごみ焼却処理施設の配置、煙突の高さに関する複数案を策定し、各案が環境に及ぼす影響について比較検討が行われている。

既存施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するに当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、環境配慮計画策定者が複数案を踏まえて対象計画を策定する際には、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守すること。また、環境配慮計画書に示されている複数案から対象計画を策定した経緯については、条例環境影響評価方法書で明らかにすること。

### (1) 対象計画策定に関する事項

ア 対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道堤根2号線への影響に配慮し、検討すること。

イ 緑化計画の策定に当たっては、できるだけまとまった緑化地の確保や、緑化地間の連続性を担保するよう検討するとともに、景観上の効果も考慮した樹木の選定や配置を検討すること。

### (2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

また、建替事業であることから、できる限り現状と比較し、わかりやすく示すこと。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成31年2月21日 環境配慮計画書の受理  
2月28日 環境配慮計画書公告、縦覧開始  
3月29日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り  
意見書の提出 3名、3通
- 令和元年 5月14日 環境配慮計画見解書の受理  
5月21日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始  
6月 4日 環境配慮計画見解書縦覧終了  
6月26日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問  
8月21日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申  
8月28日 環境配慮計画審査書公告  
環境配慮計画策定者宛て送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 令和元年 6月26日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明  
及び審議）  
8月20日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）